

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	東青山1丁目地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 次に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>ア 法別表第2(に)項第3号に規定する用途</p> <p>イ 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に規定する用途(ダンスホールその他これに類する用途を除く。)</p> <p>ウ 法別表第2(へ)項第6号に規定する用途</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) ガソリンスタンド</p>
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	<p>前面道路の路面の中心からの高さは、15m(新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(平成22年新潟市条例第30号)の施行の際現に存する建築物又は現に建築中の建築物で前面道路の路面の中心からの高さが15mを超えるものについて、同条例の施行の際のその建築物の敷地内において増築又は改築をする場合にあつては、同条例の施行の際のその建築物の高さ)を超えてはならない。</p>	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)